

金融所得一体課税に向けた提言

社会保障番号を名寄せの識別子として早急に金融所得確認システムの準備を

中央大学法科大学院 教授 森信 茂樹



「金融所得一体課税」は政権交代を経ても、実現に向けて淡々と進むと思われる。残された課題は利子所得の一体化と、経費や損失などを定義する金融所得概念の導入だ。とくに預貯金口座を含めた利子所得一体化のため、「金融所得確認システム」（仮称）の導入を提言したい。「社会保障番号」を名寄せの識別子に活用し、複数口座をまたぐ損益通算、損失繰越、還付申告も簡単にできるようにする。税率が本則に戻る証券優遇税制終了後の2012年を目標年次とするには、早急な準備が必要だ。

利子所得一体化の準備期間は2～3年

金融資産から生じる所得を労働所得と分離し、そのなかで損益通算を行い、同一の税率で申告分離課税する「金融所得一体課税」。実現に向けて着々と進みつつあるものの、ベースは遅い。09年から上場株式等の譲渡損と配当の損益通算が可能になり、翌10年からは単一の特定口座（源泉徴収あり）で、譲渡損失と配当との損益通算が口座

内で自動的に行われることになる。このことは、金融所得一体課税の実現に向けた大きな一步を踏み出したと評価できるが、利子所得や公社債、公社債投資信託等を損益通算の対象に含めることは、自民・公明連立政権下でまとめられた09年度税制改正大綱には盛り込まれなかつた。

民主党政権下で新たな税制議論が始まったが、金融所得一体課税については、淡々と進んでいくものと思われる。しかし、

「貯蓄から投資へ」の流れを加速し、わが国金融所得の投資効率を向上させるためにも、幅広い金融商品を対象とした真の意味での金融所得課税一体化の実現を急ぐ必要がある。残された課題は、利子所得の一体化と金融所得概念の導入である。

最大の焦点である利子所得、つまり約7億の預貯金口座を対象に含めるには、本稿で紹介するような、金融所得確認システム（仮称）の導入が必要になると考えられる。早急に全体の日

程を決め、金融機関にシステムに対応などの準備期間（2～3年）を与えることが望ましい。証券税制の優遇税率（本則20%、11年までは10%）の終了後、12年を目標年次と定めつゝ、準備期間を念頭に入れるところから始まる10年度税制改正の議論がきわめて重要なところ。

経費などを定義し「金融所得」創設

金融所得課税一体化の際には、「金融所得」という中間概念を創設し、金融所得について損益通算・総合課税をするとともに、「金融所得」を得るために、「経費」や「損失」を新たに定義して控除できるようにする必要がある。一方で、金融商品は人為的に損失を発生させることができ可能であり、広く認めすぎると租税回避に使われやすいため、ある程度の制限は必要だ。しかし、金融所得と他の勤労所得を分離し、金融所得間での損益通算を拡大する金融所得一体課税の最大の特色は、「金融所得と勤労所得との損益通算は

金融所得一体課税に向けた提言

認めない」という点にあり、これによつて基本的な租税回避の防止は可能なので、金融所得間の損益通算は基本的に幅広く認めるべきだろう。

具体的な必要経費や損失控除の範囲は、個人が金融商品を取得・譲渡する際に直接の関連性をもち、所得を得るにあたって必要な費用とすべきだ。たとえば、投資信託における信託報酬や金融先物取引における支払利息、信用取引における貸株料・支払利息などが考えられる。さらに、ペイオフ損失や社債などのデフォルト損失が「経費」として認められることが重要な課題である。合理的な投資は将来の所得を稼得する行為であり、損失を被つた場合には経費として幅広く認めることが税制の本来の理屈であろう。

一体化に不可欠な特定口座の利用

金融所得の一体化には、特定口座の活用が不可欠だ。金融機関に開設された一定の要件を満たす口座（特定口座・源泉徴収あり）を通じて売買された金融

商品の金融所得について、損益通算を行つた後、金融機関が源泉徴収することで納税が完了する仕組み（投資家は申告不要）は、所得捕捉の確実性、簡素性、徴税の効率性等さまざまなメリットをもつており、世界のどの国にもない日本発のグローバルスタンダードになりうる課税インフラである。この仕組みをさらに推し進めることにより、納税者にとって利便性の高い簡素な制度が可能となる。

10年から、単一の特定口座（源泉徴収口座、以下同様）における、譲渡損失と配当等との損益通算が口座内で自動的に行われる事になるが、複数の金融機関（たとえば、銀行と証券会社に一つずつ）に特定口座を保有している人が金融機関をまたいで損益通算し、損失繰越や還付申告する場合、各金融機関からの年間取引報告書をもとに自ら計算し、税務署に届け出る必要があり、特定口座のもつ本来の利便性が損なわれてしまふ。

さらに、利子所得一体化の際には、国民の多くが預貯金口座

をもつているので、証券会社や銀行など複数金融機関に源泉徴収口座を保有する納税者の急増が予想される。損益通算のために確定申告せざるえないような仕組みでは、源泉徴収口座制度の趣旨が損なわれることになる。税務当局や金融機関側につても、急増する申告に対応する負荷は大きいと考えられる。

複数口座を名寄せ

「金融所得確認システム」（仮称）の導入が求められるのは、こうした問題をクリアするためだ。同システムは番号を使って名寄せし、複数の金融機関に特定口座をもつ納税者が簡単な手続きだけで、口座間の損益通算、損失繰越、還付申告を完了できるようにするもの。その結果、

口座をまたぐ損益通算が必要になつた場合でも、申告不要あるいは簡素な申告で課税関係を終了することができる。

本人確認・名寄せを行う際に活用する番号については、11年をメドに導入が決定している社会保障番号（カード）を用いる

ことで、納税者の利便性の向上、課税の適正化を確保することが可能になる。プライバシー保護の観点から社会保障番号を表示する場合は、制度上、番号の目的外使用を厳しく制限する必要がある。同システムは特定口座の利用者のうち、希望者のみが利用可能な仕組みとする。

また、同システムは保有する情報の機密性から、税務当局の管轄のもとに設置する必要がある。税務当局にとつては、損失繰越や還付申告にかかる業務が自動化されるため、事務負担の軽減につながるはずだ。

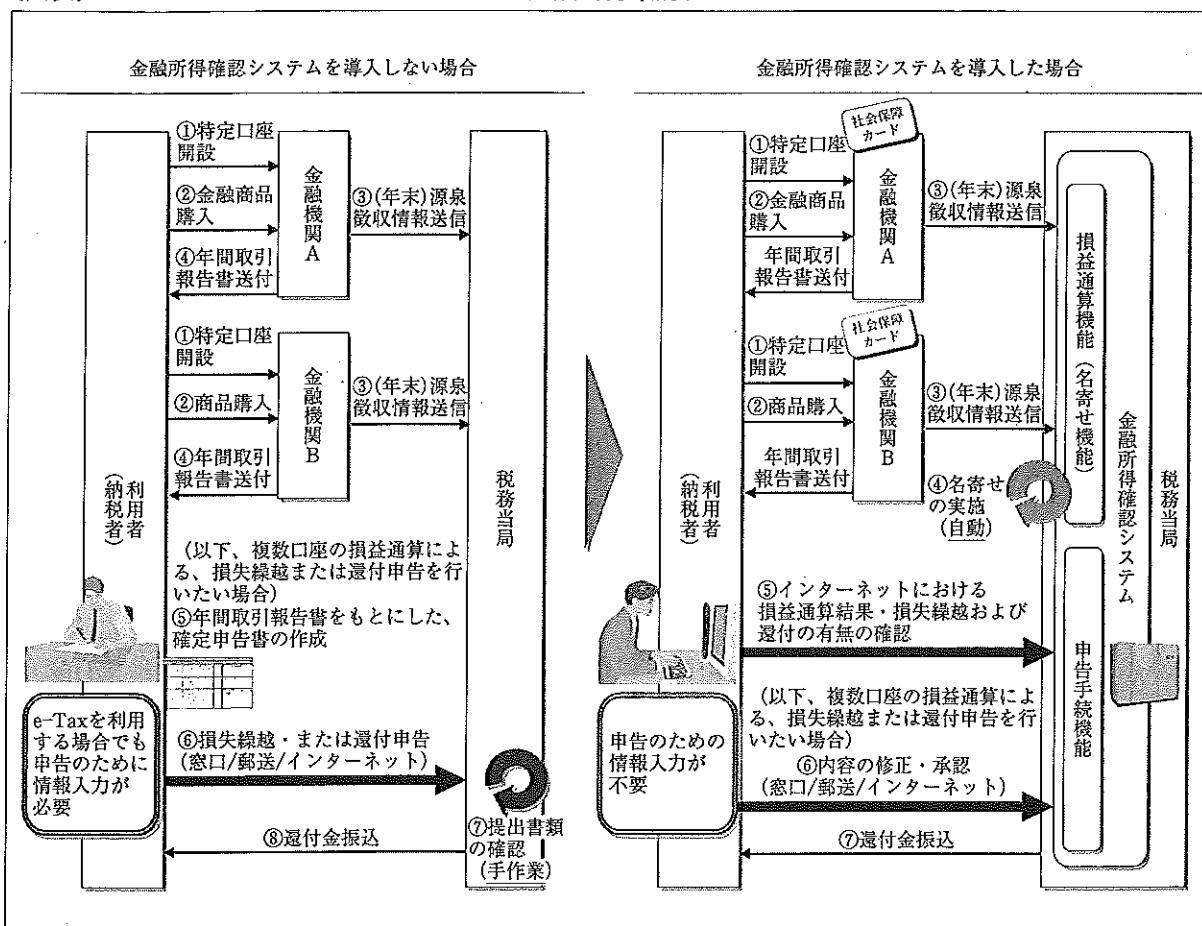
簡単な手続で利用可能に

同システムの利用の流れを、次ページの図表右側の番号に沿つて説明すると、次のようになる。左側の導入をしない場合とも比較してほしい。

①利用者は金融機関の窓口で特定口座を開設する際、本人確認

〔図表〕

金融所得確認システム



のため社会保障カードを提示する。申請を受けた金融機関は、当該口座の口座情報（口座番号を含む）と社会保障番号を金融所得確認システムに登録する。

②口座開設後、利用者は任意に金融商品を購入する。

③金融機関は年末に、1年間に発生した金融所得（利益および損失）の情報を、口座ごとに社会保障番号を付して、システムに送る。

④システムは、社会保障番号をもとに口座のデータを個人別にまとめ、個人が登録した口座の金融所得を合算する。このとき、利益が生じている口座と損失が生じている口座があれど、両者の損益通算により還付額が算出される。

⑤利用者は、システムで計算された損益通算

結果および還付可能額を確認する。

⑥内容に間違いがある場合、利用者は修正できる。問題がなければ、パソコンに接続したカード読み取り機で電子証明書を格納したカード等を読み取り、申告書の確認者が本人であることを証明し、申告手続を完了できる。還付がある場合は振込先口座を同時に登録する。なお、インターネット利用環境が十分でない利用者を考慮して、郵送や税務署窓口における対応も可能とする。また、計算の結果、損失の額が利益の額を上回る場合（控除しきれない場合）は、ネット上で申請すれば金融所得確認システム内にその情報が蓄積され、翌年度以降に繰越が可能となる。

⑦還付申告した場合は、当局側で確認後、指定した口座に還付金が振り込まれる。

名寄せ識別子には社会保障番号を

金融所得確認システムにおける名寄せのための識別子（番号）として想定している社会保

金融所得一体課税に向けた提言

障番号制度については、11年度の導入が閣議決定されているものの、具体的設計はいまだ正式決定されていない。なお、08年11月に公表された社会保障国民会議の最終報告書では、「社会保障制度が持つリスクヘッジ機能の強化、適時適切なサービス提供の実現」という観点から、(中略)「ITの活用や社会保障番号制の導入検討を積極的に推進すべきである」「国民の視点からみて、分かりやすく利用しやすいものとするよう制度を見直し、各制度の担当者が相互理解に努めるとともに、制度横断的視点に立って、ワンストップサービスなど手続きの簡素化や負担の軽減、必要な事務の効率化のための基盤整備(社会保障番号・カードの検討等)を進めるべきである」と記述している。

金融所得確認システムへの登録は、複数の源泉徴収口座をまとぐ損益通算を申告不要ですませたいという納税者の申し出に基づくため、希望する納税者に限つてシステム上で番号が付与されることになる。また、銀行が証券会社など民間で広く番号が利用されることにより、個人を特定できる状態で個人情報が蓄積されることに対する懸念に配慮するため、たとえば口座登録時に各金融機関では識別子(番号)を暗号化し、支払調書に暗号化された識別子(番号)をつけて税務当局に提出し、税務当局が復号化(暗号化されたデータを普通のデータに戻すこと)したうえで名寄せ、突き合わせするといった利用方法が考えられる。

納税者番号制度について、昨年末の与党(自民・公明)税制改正大綱は、「納税者番号制度について、(中略)現行の住民票コードの活用や、いわゆる社会保障番号との関係の整理等を含め(中略)早急かつ円滑な導入をめざすべきである」と記した。「民主党政策集INDEX 2009」は、税・社会保障共通の番号の導入として、次のように記述している。「厳しい財政状況の中で国民生活の安定、社会の活力維持を実現するためには、真に支援の必要な人を政府が的確に把握し、その人に合

つた必要な支援を適時・適切に提供すると同時に、不要あるいは過度な社会保障の給付を回避することが求められます。このために不可欠となる、納税と社会保障給付に共通の番号を導入します」

国民を一意に特定できる(生涯変わらぬ)統一的な番号を付することは、所得情報の効率的な名寄せにつながり、適正な税務執行にきわめて有効な制度であるが、プライバシーや導入コストなどの問題があり、導入は容易ではない。しかし、わが国ではすでに、基礎年金番号や住民基本台帳ネットワークシステムが導入・実施され、政府によって国民一人ひとりに生涯変わらぬ付番が行われているという現実がある。IT発達の成果を税務行政にも活用し、効率的な行政を進めるとともに、適正・公平な課税の実現を図るのはごく自然の流れであり、政府に課せられた使命でもある。加えて、導入コストの軽減やプライバシー基本法の制定等に対応しつつ、金融所得一体課税のようないくつかの問題が浮上する。

そこで、筆者を座長とする有志の集まりの金融税制研究会報告書「金融所得一体課税の推進と日本版IRAの提言」(09年10月)については、<http://www.japantax.jp>で入手できる。あわせて、東京財團「納税者の立場からの納税者番号制度導入の提言」(09年6月) <http://www.tkfd.or.jp/admin/files/2009-02.pdf>を参照してほしい。

もりのぶ しげき
法学博士。73年京都大学卒、同年大蔵省入省、主税局総務課長、大阪大学教授、東京税関長、財務総合政策研究所長などを歴任。東京財團上席研究員。「給付つき税額控除」(中央経済社)、「抜本的税制改革と消費税」(大蔵財務協会)など著書多数。

て具体論を議論することで、重い扉が開かれるのではないだろうか。

なお、筆者を座長とする有志の集まりの金融税制研究会報告書「金融所得一体課税の推進と日本版IRAの提言」(09年10月)については、<http://www.japantax.jp>で入手できる。あわせて、東京財團「納税者の立場からの納税者番号制度導入の提言」(09年6月) <http://www.tkfd.or.jp/admin/files/2009-02.pdf>を参照してほしい。